

## 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」

### ②施設名等

名 称： 広安愛児園

種 別： 児童養護施設

施設長氏名： 石嶺 昇

定 員： 61名

所 在 地： 上益城郡益城町古閑73番地

T E L： 096-368-2015

### ③実施調査日

平成25年6月17日（月）～12月27日（金）

### ④総評

広大な敷地と、自然環境に恵まれ、小舎制の6ホームと小規模養護施設で成る「広安愛児園」は、2歳から18歳までの異年齢の子どもたちが、キリスト教信仰を基に「神の家族」として、男女区別なく、共に暮らしている。一軒のホームは、指導員と共に約10人で共同生活を展開しており、職員は姉・兄・親代わりとなり、部屋の整理や勉強を見守るなど、子どもの有りの俤の姿を受け入れて対応する姿が見られた。ホームへの入園に至るまで、子どもたちは夫々に辛い経験を持ち、心の痛みや傷を抱えながら日々を過ごしていることから、職員はその状況を把握した上での対応・支援を行うことが求められ、保育士・指導員・心理療法士が専門職としての視点を大切に、情報交換をしながら、協力し合っって子どもたちの健全な心身の成長に向けた支援に取り組んでいる。

子どもたちは、殆んどが自転車を持ち、園では交通安全教育に心掛け、事故防止に心掛けている。また、子どもたちの様子を観察し、心身の健康状態を把握して疾病の早期発見に努めており、嘱託医以外にも外科・歯科・耳鼻咽喉科・など、強力が得られる医療機関を確保し、夜間急変などの対応も可能としている。また、心の悩みや、性教育を重点課題として取り上げ、アンケートを実施するなど、積極的な取り組みの他、職員研修を強化するなど対応が見られた。

小・中学生には、毎朝30分のくもん学習が実施され、基礎学力の向上を図るなど、高校までは進学させたいという園長の想いが、勉強しやすい環境作りに大きく影響している。なお、大学進学を希望する子どもには法人の奨学金制度を適応して、経済的な支援を行うなど、子どもの希望を後押しする仕組みも作られている。更に、就職に有利な資格取得を奨励し、自動車免許取得の支援や、アルバイトによる社会性の養成と将来に適した職業を見極める手段の一つとして、目的意識を持つ働きかけが行われている。

家族・親の強引な引き取りや、無断での外出・外泊など、統一した対応が取れるように、職員会議で全職員への共通情報の提供が行われ、戸締り・ホーム周辺の見回りを行ったり、情報を不用意に漏らすことのないような対応が取られている。

家庭専門相談員は保護者や児童相談所との連絡調整を行っており、その後の家庭訪問や面接はホーム担当者が対応。入所・通所で「広安愛児園」を利用する62名の子どもたちに心からの対応が心掛けられている。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

概ね良好な評価が頂けたのではないかと考えています。現場にいますと、子どもの支援を始め、行っている日常の業務はそれが当たり前のことになってしまっていて、気づかないことがたくさんあります。今回初めて受審しましたが、第三者の視点から、また様々な角度からご指摘やご助言をいただきありがとうございました。これからの子どもたちへのよりよい支援へとつなげていくことができますよう、尚一層努力して参りたいと思います。本当にありがとうございました。

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	a
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a

（特に評価が高い点、改善が求められる点）

・開設以来、小規模の家庭的な雰囲気こだわりの、一般家庭に近い養育・支援が続けられており、現在は、小舎制の6ホームと地域小規模養護施設1箇所が運営されている。各ホームに2名の女性保育士と1名の男性指導員を配置し、それぞれが母親の役割と父親の役割を果たし、時には姉、兄の存在となって子ども達と密接に関わり、生活を共にする中で互いの信頼関係が築かれている。「神の家」「神の家族」という基本理念の下、職員は、子どものあるがままの姿を受け入れ、尊い存在として愛情を持って養育に努めている。子ども達の言い争いやふざけ合う姿、年少の子どもを思いやりする姿は、どこの家庭にも見られる光景に思われ、賑やかな明るい家庭の雰囲気が感じ取れた。

・入園に至るまでの子ども一人ひとりの家庭事情を汲み、過去の辛い体験による心の痛みが、今の言動に繋がっていることを認識して日々の支援に努めている。保育士・指導員・心理療法士は専門職としての自覚を持ち、それぞれの専門分野の視点から子どもの状態を把握し、互いに情報交換を行い、協力し合いながら子どもの心を癒し、心身の健全な成長に向けた支援に取り組んでいる。心理的な課題がある子どもには、心理療法士が継続した心理療法を行い、ホームの職員と連携して課題解決に努めていることが、ケース記録等から読み取れた。

・園内に保育所を設け、ジャングルジム等の年少児向けの遊具が設置されている。体育館やグラウンド、プールも設置されており、様々な屋内・屋外競技や水泳を園内で楽しむことができる。広い敷地には種々の樹木が植えられ、子どもの格好の遊び場となっている。季節によって表情を変える樹木の様相は、子どもの感性を高め、豊かな心を育む一役も担っている。園の行事として行う全員での食事会や集会には、別棟の広いホールを使用。毎朝のくもん学習や試験期間の勉強場所としても活用されている。

・クリスチャンでもある園長は、慈愛に満ちた養育のあり方を職員に示している。職員は、子どもの状況を理解し、子ども一人ひとりへの細やかな対応に努めている。穏やかな暮らしが確保され、また、心理面への支援にも配慮があり、子ども達は安心して暮らすことができている。子どもの成長に欠かせない遊びの場や学びの場も多様に用意され、恵まれた環境にあると言える。

(2) 食生活	第三者 評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友達のこと、学校のこと等、身近な話題に盛り上がりながら、楽しく食事をする風景が見られた。職員も食卓と一緒に囲み、子ども達の会話に耳を傾けながら、食事マナーをさりげなく注意したり、摂食状況を観察するなど、見守る姿勢が伺われた。全ホームの食事は一括して準備しており、栄養士が必要なエネルギー量や栄養バランスを考えて献立を作成。調理は途中まで一括して行い、各ホームに運んでいる。下調理された料理は、食事時間に合わせてホーム毎に味付けしたり、温めたりして、温かい物は温かく、冷たい物は冷たい状態で、美味しく食することができるようになっている。栄養士は週に1度、ホームで子ども達と一緒に食事を摂り、摂食状態を観察。直接子どもからの要望を聞き取り、献立に反映させている。ホーム毎に献立を考え、調理する日が設けられており、子ども達が協力して調理を手伝う機会にもなっている。食事の準備や片づけの手伝いも食育の一環として位置づけ、子ども達に促している。外食することは少ないが、ホーム毎に子どもの要望を聞き取り、外食する機会を作っている。</li> <li>・ 子どもの部屋には、それぞれの個性が感じ取れる衣服が掛けられており、子ども一人ひとりの好みに配慮した衣服が用意されていることが確認された。活動期の子ども達は衣服を汚すことも多いが、洗い替えを数多く用意し、常に清潔な服装を心がけている。服装は子どもの個性を尊重しながらも、気候にあった服装、TPOを考えた服装を助言し、適切な衣習慣を身に付けることができるように支援している。衣服の繕いやアイロンがけは、退園後に自分でできるようにと、子どもの発達段階に応じて指導している。</li> <li>・ リビングやキッチン等は整理整頓され、掃除も行き届いていて清潔ではあったが、打ちっぱなし工法の建物はコンクリート壁で、温かみに欠ける印象を受けた。リビングの壁には子どもの写真が貼られてはいたが、日時やコメント等を書き入れるなどの工夫が欲しいと感じられた。また、小物類の飾り付けやクッション等が置かれると、家庭的な雰囲気が増すのではないかと思われる。子どもの部屋は、年齢や性格などに配慮し、個室と2人部屋に振り分けられており、仲の良い2人の少女は同室で、ベッドが近づけて置かれ、その新密度が伺えた。好きなポスターが貼られた部屋や、ぬいぐるみや小物が飾られた部屋が見受けられ、居心地の良い部屋作りが行われていると判断される。</li> </ul>	

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生は全員自転車通学、小学生も自転車を持っている子どもがおり、交通安全教育に心がけている。一緒に外出する機会に指導する他、日常的に声掛けし、事故防止に努めている。警察官による、自転車の安全走行指導も行われていた。</li> <li>・学校で行われる定期身体測定や健康診断の結果を参考に、成長過程を確認しながら、必要な場合は速やかに受診・治療に繋げている。毎日、子ども達の様子を観察し、心身の健康状態を把握し、疾病の早期発見に努めている。嘱託医以外に外科や歯科・耳鼻科など、協力が得られる医療機関を確保し、夜間の急変にも円滑な対応ができるように、受診する医療機関を決め、職員への周知が図られている。</li> <li>・心の悩みや精神的な異変には、心理療法士が専門的に関わり、保育士の相談に応じる体制が作られている。微小な外傷や湿疹、内科的な症状の訴えに対し、ホームでの対処方法や受診の必要性の判断に迷う時が見られることから、対処法のマニュアル作成や医学的な内容の職員研修が必要と思われる。</li> <li>・今年度は性教育を重点課題の一つとして取り上げ、性教育委員会を設置し、職員研修や子ども達への性教育への取り組みが始められていた。子ども達へのアンケート調査や聞き取りを実施し、異性への関心度や性に関する悩みの把握に努めている。心理療法士は各ホームを訪れ、年齢別・性別に応じた性教育を行っており、県警サポーターを招き、携帯による性被害の危険性について話してもらった機会も作られていた。性教育は、普段の生活の中で異性を尊重し、思いやる心を育むことから始まり、生活を共にする保育士・指導員の役割は大きいと思われる。職員が良き相談相手となる為に、子どもの性に関する理解を更に深めるよう、職員研修が継続して行われることを期待したい。</li> </ul>	

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	c
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・ 歯磨き粉やシャンプー等の日用品は、子ども一人ひとりの好みに合わせた物を揃え、ご飯茶碗や箸は個別性を考えて用意している。通学に必要な自転車は一人に1台ずつ与え、個人の所有物としている。衣服類は子どもと一緒に買い物に出かけ、好みを配慮して購入するなど、一人ひとりの思いを尊重し、個人所有の意識づけが図られている。年齢に応じて整理整頓の方法を指導しながら、自分の物を大切にする自覚を持たせ、他者の物や公共物を大切にすることを培うよう支援している。
- ・ 今年度から、様々な場面での子どもの写真撮影に熱心に取り組んでいるが、写真の整理やアルバム作成にまでは着手できない状況にある。職員だけでアルバム作成を行うのは大変な作業と思われるが、子どもと一緒に写真を貼り、その時の子どもの思いや職員の言葉が書き添えられていくと、楽しい時間を共有できるのではないかと考える。また、その過程で子ども達は自分の成長を確認し、自己肯定感も育まれていくと思われる。夏休み等にアルバム作成期間を設けるなど、計画的な取り組みが望まれる。
- ・ 食事時間や帰宅時間、就寝時間等が決められているが、部活動やアルバイトなどで帰宅が遅くなる子供もおり、柔軟に対応している。小学生は帰宅するとすぐに遊びに出かける子どもが多く、夕食時までのびのびと過ごしている。土曜・日曜は、グラウンドで野球やサッカー等に興じ、広い敷地では保育士も一緒に入って、鬼ごっこやボール遊びを楽しんでおり、余暇の過ごし方は子どもの自主性に任せている。
- ・ 園の行事は全員参加を原則としているが、部活動で参加できない子どもには柔軟に対応している。キャンプやワンダーフォーゲルは、協調性や役割遂行が求められ、対人関係が苦手な子どもやマイペースの子ども、きついことを嫌がる子どもは参加を渋るが、参加後には達成感が得られ、「感動した」と言葉にする子どもも少なくない。行事は子どもの心身の成長に役立つ内容が企画されているが、子どもが主体的に企画・運営に関わることができる仕組みが作られると、子どもの意識が更に高まると考える。

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・ 就職困難な社会状況や将来性を考え、高校までは進学させたいという園長の思いがあり、全員に高校進学を勧め、勉強しやすい環境作りに配慮している。ホームには小さい子どもがいる為、落ち着いて勉強できないこともあり、定期試験や受験の前には別棟のホールを学習室として使用できるようにしている。子どもが希望すれば塾に通うことも可能になっている。大学進学を目指す子どもには、法人の奨学金制度を適用して経済的な支援を行うなど、本人の希望を後押しする仕組みが作られている。
- ・ 小・中学生には毎朝30分程度のくもん学習を行い、基礎学力の向上を図っている。学習指導に1名の元教師のボランティアが週1回訪れているが、更に、複数のボランティアの確保を目指し、町内に声掛けを行っている。
- ・ 学校と定期的に懇談する機会を持ち、また、必要に応じて随時電話連絡を行い、学校での様子や学習状況を把握し、園での養育・支援に活かしている。授業についていけない子どもには、別途に個別学習を行ってもらうことがあり、発達障害の子どもには、その子の特性や学習理解の状況を踏まえて支援学級の検討を行うなど、学校との協力体制が築かれている。
- ・ 就職に有利な資格取得を奨励し、自動車免許が必要な職業に就職する子どもには、退園までに免許を取得できるように支援している。アルバイトは社会性を養い、自分に適した職業を見極める為の手段の一つとして捉え、高校生のアルバイトを認めている。子ども達は将来の就職を念頭に置いて、自主的にアルバイト先を見つけており、中にはアルバイト先に就職した子どもも見られている。
- ・ 職場実習や職場体験は学校のカリキュラムで実施される範囲に留まり、園独自の取り組みは行われておらず、進路選択に必要な情報の収集が十分とは言い難い状況に思われた。就職に向けた様々な情報を、早い時期から子どもに提供し、目的意識を持たせる働きかけが積極的に進められることを期待したい。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者 評価結果
①	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
②	施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
(11) 心理的ケア		
①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小舎制の施設で1ホームに1名の児童指導員を配置していたが、昨年度より各ホームにさらに1名の児童指導員を追加配置している。食堂に設置した意見箱や毎月実施している子供一人一人への聴き取り調査等で、問題の早期発見に努め予防に取り組んでいる。</li> <li>・暴力や問題行動が発生した場合は、児童指導員が、子どもの人格を否定するような言葉を使わない事に配慮しながら、指導を行っている。女性保育士はフォローする役目を果たすなど、役割を分担することで、一人で抱え込まないように連携を取りながら対応している。</li> <li>・児童相談所からの情報で、強引な引き取りの可能性が予測される場合は、統一した対応が取れるように、職員会議に於いて全職員に周知を図っている。戸締りやホーム周辺の見回りの強化・電話での問い合わせに対して、情報を不用意に漏らさない等の対応を取っている。子供の面会に関しても、施設以外の場所での面会や一時的に児童相談所に移す・しばらく外出をするなど、施設から離す対策を取る等、安全を確保する事に努めている。</li> <li>・心理療法士を配置しており、心理的ケアが必要な子供に対して、心理療法や心理テストを実施するなど、心理的支援が行われており、心理療法士担当記録に子供に対する支援内容が記録されている。直接支援に当たる保育士から日常的に相談があり、心理療法士が指導助言を行い、心の傷を少しでも軽減するよう支援している。心理的ケアの重要性を認識しており、外部講師として児童相談所の先生を招き、施設で講義を受けている。また職員自ら研修会の情報を探して積極的に参加するなど、内部研修や外部研修に参加してスキルアップに努めている。</li> <li>・問題が起きた場合まず各ホームで対応しているが、個々のホームの独自の対応で終了することのないように「どのように対応したか」事例検討も良いと思われる。</li> </ul>		

(12) 養育の継続性とアフターケア		第三者 評価結果
①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・ホーム担当職員は子供たちの事を良く理解している為、措置変更後も子供たちがいつでも相談しやすいように、ホーム担当職員と子供がお互いに携帯の電話番号を教え合っている。仕事を変ったり、また住まいを変えたり・結婚する等、節目節目の報告や、困った時はいつでも連絡するように「待っているよ」と必ず伝えている。施設も365日24時間「いつでも電話してよい」ことを伝えて対応している。しかし相談方法や担当者についての内容を記載した文書は渡されておらず、積極的な支援が望まれる。
- ・措置変更後の生活がスムーズにいくように配慮して、養育の仕方や注意点など子供の特徴を口頭で児童相談所に伝えている。施設として口頭での情報提供ではなく、そのことを文書化した内容の引き継ぎ文書を作成し、記録に残すことで適切な引き継ぎになり、継続した支援が可能になる。施設の引き継ぎ文書の策定を期待したい。
- ・「卒園生の会」を毎年1月2日に開催している。同じ日時に開催している恒例の行事であるため、案内状は送付しないが10名程度の参加がある。生徒及び関係ある人たちが鍋料理を囲み、酒を酌み交わしながら、気軽に相談できる雰囲気を作っている。近況報告や、思い出を語りながら、楽しい時間を共有している。バレーボールや野球の球技大会や創立記念日など、交流の機会を設けており、ゲストルームはいつでも宿泊する事が可能としている。
- ・退所者の状況把握や相談内容・支援内容については、業務日誌に記録しているが、不十分である。入所後の記録をとった個人ファイルに記録する事で、退所後の生活状況を把握し支援体制に活用できるよう整備されることを期待したい。

## 2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的にやっている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭支援専門相談員は保護者や児童相談所との連絡調整を行っている。その後の家庭訪問や面接はホーム担当者が対応している。保護者とのかかわりが困難なケースが多く、家庭支援専門相談員の役割は重要と思える。現在家庭支援専門相談員は児童指導員と兼務しており、62名の子供全員の対応に当たることに大きな負担が考えられる。親子関係の再構築は施設の重要な役割であり、ホーム担当者の協力があるものの家族との信頼関係を築く上でも、家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置する事が望まれる。施設長は専門職として配置する意向であることが確認できた。更に充実した支援になるよう期待したい。</li> <li>・面会や外出・一時帰宅については、規定に基づいて実施している。子供の意思を尊重して、家族との交流を希望する場合は積極的に支援している。子供が家族に対して不安を抱く場合は、子供の気持ちを優先している。また交流が乏しい子供に対しては職員と一緒に同席するなど、子供が安心感を持って面会できるように配慮している。</li> <li>・親子関係の再構築のために入所後1カ月を目安に、家族と連絡を取り様子を見ながら繰り返し検討しているが、積極的な取り組みとはなっていない自己評価も見られた。親子と一緒に暮らすための課題をクリアするために何が必要か検討して、経済的な不安・金銭管理や家事など、ケースによって社会福祉協議会や民生委員と福祉事務所と連携しながら、問題解決にあたっている。</li> <li>・家庭支援専門相談員や職員・児童相談所との連携が図られたことで、家庭の引き受け環境が整い、昨年度は6名が家庭復帰となった。</li> </ul>	

### 3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時に児童相談所からの情報を基に、家族からの聞き取りによってアセスメントをしている。ケース会議でアセスメントしているが統一した様式が見られなかった。</li> <li>・幼稚園と小学校は月1回の家庭訪問があり、一人一人の子供の状況を全職員で対応して情報を共有している。中学校は学期ごとに1回の家庭訪問があり、情報を交換して施設以外の状況等、必要な情報を収集する努力しており、情報を共有し自立支援計画に反映している。</li> <li>・自立支援計画の責任者は家庭支援専門相談員が担当している。各ホームで検討して課題と目標を設定した内容を、月1回のケース会議で発表し、全職員が支援に当たることを共有している。自立支援計画は半年ごとに見直されているが、自立支援計画の中には子供が知らない方が良い家庭状況の記入があるため、子供の合意や納得は得られていない。職員と子供が一緒に目標を確認しながら支援する事で、より効果的な支援に繋がると思われる。自立支援計画をより効果的に実施するためにも、合意や納得を得られる方法を検討する必要性があると思われる。</li> <li>・子ども一人ひとりの養育支援について、ケース記録に記載されている。記録は自立支援計画と連動するものであり、情報を共有し評価見直しの基本ともなることから、記録に関する研修を行う事も良いと思われる。</li> <li>・記録管理の責任者が設置されており、退所者と在籍児童の記録は別々の場所で、キャビネットに施錠して管理されている。しかし記録に関する管理・保存・廃棄や情報開示の規定が整備されていないので、管理者・保存期間・廃棄方法など規定についての充実が求められる。入職時のオリエンテーションや日常の職員教育の中で、情報管理について具体的に説明しており、職員はそれを理解して遵守しているが、更に情報管理規定を作成して周知される事が望ましい。</li> </ul>	



#### 4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示されている。子どもの尊重や基本的な人権への配慮について、苦情第三者委員会の内容を報告する機会に指導を行うことで、共通の理解に努めている。</li> <li>・施設長や各ホームのリーダーは、現場の状況の把握に努めて指導助言を行い、職員間の信頼関係が築かれていることが、職員の表情や態度から伺えた。子どもに対して日ごろから肯定的な言葉を掛けることで、大切に思っていることを伝えて支援している。だめなことははっきりと指導することで、信頼関係を築き適切な支援を図っている。</li> <li>・子ども自身の出生や生い立ちや、家族の状況について知らせる場合は、子どもの年齢や発達状況に応じて、伝えることの内容やタイミングについて、ケース検討やミーティングで共有しており、児童相談所と連携しながら慎重に対応している。説明については心理療法士の助言・指導を受け、事実を受け止めながらも、将来に努力できるように説明している。スキップを取ったり、心配りしながら、さりげない対応を心掛け、一人一人に合った方法でフォローしており、日常的に寄り添うことを大切にしている。</li> <li>・子どものプライバシー保護に関する規定・マニュアルの整備が見られなかった。社会福祉事業に携わる者としての心構えなど、入職時のオリエンテーションや日常の支援の中で、職員指導が行われている。子どもの人権を尊重する観点から、プライバシーの保護は最も基本になるものであり、信頼を得るためにも具体的な取り組みとして、マニュアルや規定を整備して、再確認のための研修の実施を期待したい。</li> <li>・毎月1回各ホームで一人一人の子どもに対して、職員が面談して意向を把握している。意見箱が設置されており、1年に3回要望解決委員会が開催され第三者委員を含めて検討したことが、苦情意見の内容とそれに対する返答が記録されている。記録は各ホームに配布され、職員は調査結果を共有している。昼食時子どもと職員が楽しそうに会話している光景から、日常的に意見要望が言いやすい雰囲気があることが伺えた。</li> </ul>	

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	a
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
(7) 他者の尊重	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時の説明は、保護者向けと子ども向けのオリエンテーションが計画され、施設の養育、支援内容や施設の約束ごとについて詳細な説明が行われている。尚、入所における不安解消の取り組みとして、ホーム生活の様子を撮影したスナップ写真集4～5冊を用意し、ホームの家庭的和やかな雰囲気を実感に訴え説明することで、安心感を持って入所出来るようように工夫を凝らしている。</li> <li>・子どもの意見や要望の把握と対処の取り組みについては、①毎月1回ホームごとに「聞き取り」調査を行ない、「子どもの声」として集約、記録し、担当部署に回覧、検討している点、②「希望・要望・意見箱」を設置することで子どもが自分の意見、要望があれば「書いて」表明できることを周知させ、活用に取り組んでいる点、③その結果は「要望解決の流れ」規定に基づいて、職員会議で取り上げたり、第三者委員会に報告したり、各ホームの掲示板で公表したり迅速、的確に処理され、これらの取り組みにより問題発生予防や早期発見に大きく貢献している。</li> <li>・他者への心遣いや他者の立場に配慮する心の育成は、園創立以来60有余年続いているキリスト教の「愛と奉仕」の精神に基づき、異年齢・男女共同の家族的養護を目指すホーム生活を通して確実に培われている。</li> <li>・施設の養育・支援内容の情報提供のため作成・公開されているホームページの紹介内容が2年前のものであり、こまめに更新する必要があると思われる。また、手渡しの施設紹介パンフレットも大きさがA4大であり、写真、図、絵や説明の文字が小さくて読みにくい懸念がある。折角良く工夫された紹介内容が読まれない心配があり、改善されると更に良いと思われる。</li> <li>・被措置児童虐待の届出、通告制度についての「対応マニュアル」を早急に整備し、迅速・誠実な対応が出来る体制への改善が望まれる。</li> </ul>	

## 5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の過半数を占める中・高校生が通学に毎日使用する自転車の安全運転や、小学生への交差点の渡り方等や交通安全について、所轄の警察署と地区安全協会の協力を得て定期的実施されるようになった交通安全教室・食中毒や感染症予防対策の一環として保健所の協力による「感染症予防講話」の実施、内部規定「業務のしおり」に基づく具体的で、詳細に亘る食中毒防止の呼びかけなどの取り組みがなされている。</li> <li>・火災に対しては、6棟あるホームを順番に出火地点と想定した避難訓練が毎月1回行なわれている。子どもの安否確認、初期対応の仕方や消火器の使用法も取り入れた訓練であり、その中で年1回は地震と風水害想定での避難訓練も実施されている。また夏季の水泳については「プール使用管理規定」を定めており、安全・衛生面から事故発生時の緊急連絡網の整備に至るまで、万全を期した取り組みを行っている。</li> <li>・芝刈機、刈払機等の燃料用ガソリンや鋏・鎌・鋸・鉋など、刃物などの収納庫や、園内に設置されている遊具施設や設備の他、建物等の安全点検を2人1組の当番制で毎日巡回を行い、点検表にチェックしている点などは事故防止や予防の観点から高く評価される。</li> <li>・災害時の食糧品や飲料水の備蓄は現時点で約3日分であったが、十分な量の確認はこれで良いのか、見直すことも大切と思われた。</li> <li>・乾燥期の秋～冬にかけては広い園庭の芝生も枯れ、失火と風向きや風の強さによっては想定外の火災に見舞われることもあるので、子どもの安全確保の観点から、消火栓や消火器、消化バケツ等の点検や補充、整備を怠らない体制整備が必要であると感じられた。</li> </ul>		

## 6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	c
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	a
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携は良く取れていると思われる。特に、児童相談所とは定期、不定期ともに密接な連携が保たれており、小学校、中学校、高校とも積極的な連携活動が見られる。</li> <li>・地域との交流は、事業計画の基本方針の1つに「地域に開かれた施設」を明文化しており、地区の夏祭りにおける「神輿かつぎ」には園の子どもも職員も共に参加しており、地域小規模児童養護施設「榎ホーム」では町内一斉清掃や廃品回収はじめ、職員が区長や班長を引き受け、積極的な交流に取り組んでいる。ほかにも、晩秋に園内を開放して行なわれる「もみじ祭り」は恒例化した一大イベントとなっている。</li> <li>・地域住民のニーズに応じて行なう支援活動として、1人親家庭の保護者が病気や負傷などで子どもの養育が出来なくなったときの「ショートステイ」や、同じく1人親家庭の保護者が残業などで帰宅が夜間に亘るとき、放課後に子どもを通所させ夜間の生活指導や夕食提供を行なう「トワイライトステイ」の受け入れなどは、今後積極化することで地域支援度を高める取り組みが期待される。</li> <li>・また、育児に関する講習会、地域住民の生活に役立つ講演会の開催や、育児相談窓口の開設なども今後の課題として取り組まれる事に期待したい。</li> </ul>	

## 7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の基本方針の中に職員の教育・研修内容は①基礎知識として、「児童憲章や子どもの権利宣言」等の習得、②専門知識・技術として「社会福祉関連分野の知識・技術」の習得、③職業倫理として「人権の擁護」等を具体的に明示し、福祉サービスの質の向上に努めている。</li> <li>・職員1人1人の質の向上を図る教育・研修計画策定の基礎となるのは、各個人の研修履歴の把握であると思われるが、未整備であるため、本人の将来を見据えた発展的、系統的、計画的な教育・研修計画になっているか確認できないので、まずは1人1人の研修履歴書の作成から着手することが大切と思われ、中・長期の教育・研修計画の策定にどう取り組むか、再検討が求められる。</li> <li>・教育・研修結果は報告書（復命書）の提出と職員会議への報告だけでなく、研修成果に関する評価、分析や、次の研修計画やカリキュラムへの反映、見直しにまで取り組む仕組みができないか、改善が求められる。</li> <li>・スーパービジョン体制の確立にどう取り組むか、今後の課題の1つであると思われる。</li> </ul>		

## 8 施設の運営

		第三者 評価結果
(1)	運営理念、基本方針の確立と周知	
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2)	中・長期的なビジョンと計画の策定	
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・経営母体である社会福祉法人「キリスト教児童福祉会」の精神に則り、様々な理由で親と共に生活ができない子どもたちが、小舎制の小さな家で男女一緒に異年齢の子どもと職員が共に生活することで、「共に生き」「ともに心豊かな人」となることを目指し、自立支援を行うことを理念としている。また、基本方針は①施設運営、②児童支援、③職員養成の三分野に分けて具体的に明文化しており、子どもたちがホームを「家庭」と感じられる支援を目指し、安全の保持と支援・処遇力の向上に努めている。なお、現在のホーム入所者は幼児（5名）、小学生（25名）、中学生（16名）、高校生（4名）で、半数以上が幼児・小学生と理解度が低く、なぜ自分がここに居るのか、ここでの生活がいつまで続くのか、安心して居続けて良いのか、必ずしも十分に納得・理解した上での現状ではなく、一度の説明実施に安心せず、繰り返し繰り返しの対応は、事業所の根気良い作業として展開されている。
- ・当事業所の「事業計画書」は135ページにも亘る詳細なもので、職員がいつでも初心に戻って、仕事・子どもに接することができるように、児童憲章・倫理綱領から始まり、組織図と役割分担、研修・行事予定、生活支援、心理療法、食生活、防災、苦情など、抜かりのない内容となっている。ただ、事業の中・長期に亘る計画書が見られず、人事・職員体制の将来や人材研修の計画がどのように予定されているのかは、分からなかった。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	c
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	c
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、30年余り児童養護施設での業務経験を重ね、責任者として就任し2年目を迎える。職務分担表にも記載されているように、施設全体の管理運営に携わり、県・市・児童相談所など、行政機関や家庭・地域との連絡・調整、会計責任など全般を受け持ち、長年の経験に裏打ちされた知識と信念でリーダーシップを発揮している。また、働きやすい職場作りも、職員と子どもたちの人間関係の構築からスタートし、ケース会議には必ず出席し、モチベーションを高める会話であったり、子どもの養育・支援の質を高めることを目指して型にはまらない対応で、職員からも好感を持たれている。</li> <li>・働きやすい職場であることは、子どもたちの住まいとしても気持ちの良い環境が形成されているということであり、職員の勤続年数が8年、11年、20年と長いことも「働きやすい職場」であることを証明しているようである。</li> <li>・社会環境が複雑化し、家庭環境・親子の関係も社会と共に変化し、社会的ニーズは減るところか、今後益々新たな需要が発生する事も考えられ、施設を取り巻く環境を的確に把握する取り組みが必要になると考える。</li> <li>・財産管理・経営管理・組織運営・事業等に関する外部監査は、会計監査のみ確認されたが、その結果や指摘事項に対する運営改善が実施されると、更に意義あるものになったのではないかと思われた。</li> </ul>	

(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	a
②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ		
①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>・必要な人材や人員に対するプランは、年度の事業計画に「重点目標」として記載されており、児童の生命・安全を守り、支援・処遇力の向上や施設整備に関する案件と同じく、社会福祉士、心理療法士などの有資格者はもちろん、家庭支援専門相談員、児童相談員、保育士等で構成された職員が、職種の専門性や役割を認識して、子どもたちの支援・養護に努めている。人事考課については「今後の課題」として取り上げており、その基準の作成までには至っていないが、施設長就任2年が経過するので、今後は新たなシステム作りとしても期待される。</p> <p>・毎年、熊本県立大学・中九州大学・尚綱大学・西南大学等々から30～40名の実習生を受け入れており、小舎制で食事作りから寝食を共にする職場体験は貴重な実績となり、就職採用も実習生の中からという積極的な取り組みとなっている。尚、福利厚生センターへ加入しており、職員の定期的な健康診断の実施を始め、総合的な福利厚生事業が実施され、施設長は勤続30年を記念して腕時計を授与されるなど、積極的な活動が見られた。</p>		

(7) 標準的な実施方法の確立		第三者 評価結果
①	養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組		
①	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	c
②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>・養育・支援について標準的な方法を示した上で、それぞれの子どもの状態に合わせた対応を行う仕組みや、プライバシー保護の取り組みに関する事項などが、自己評価の全項目にチェックが入れられておらず、「記録」の確認もできなかった。職員は子どもの状態に合わせて柔軟に対応しており、マニュアル等の活用があると思われるが、「標準的な実施方法に基づいて行われたか」判断する仕組みがないことから、実施方法の文書化を図り、共通認識を徹底させるなど、早急な対応が必要と思われる。</p> <p>・(7)の「標準的な実施方法」は自己評価では「C」評価で、今回の第三者評価の実施で、全職員がその必要性を感じており、「今後の課題である」と認識し記述されている。また、施設運営や教育・支援の内容についても、定期的に自己評価・第三者評価を「継続させる」ことで、「今後の充実を図る」と記述されている。全98項目の自己評価を実施し、最も大きな確認事項は自らが引き出されたと思われる。そして、今後の在り様を考える良い機会とし、活用される事に期待したい。</p>		